

平成26年10月23日

担当課	財政課
内線電話	2171～2176
直通電話	095-895-2172
担当者名	古川、早稲田

平成27年度長崎県予算編成方針（ポイント）

予算編成の背景

1 平成27年度の国の予算の動向

平成27年度の予算について、政府は「概算要求に当たっての基本的な方針」を定め、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すため、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生していくことができるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方自治体等の主体的な取組や、民間の創意工夫を積極的に支援

年金・医療等の義務的経費等を除き一律10%削減する一方で、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設定

地方財政については、「中期財政計画」に基づき、必要な地方の一般財源の総額を確保するとしている一方で、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことなどとされており、今後の地方財政対策を含めた国の予算の動向に注視していく必要

2 本県の財政状況と平成27年度以降の収支見通し

本県財政は、県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であり、地方交付税や国庫支出金、地方交付税措置のある県債を有効に活用するとともに、総人件費の抑制をはじめとする行財政改革を進め、様々な収支改善を行いながら財政運営を実施

近年、社会保障関係費の増嵩や地方交付税の抑制等により、財源調整のための基金取崩額は、平成24年度が過去最大の97億円、平成25年度が29億円となるなど、取崩しを余儀なくされる状態が続いており、基金残高は平成25年度末で324億円と、ピーク時である平成14年度の約半分に減少し、現状では、来年度の当初予算編成に影響が生じかねない状況に直面

加えて、先に公表した中期財政見通し（平成27～31年度）においても、社会保障関係費や公債費の増嵩などが見込まれ、今後も基金残高の減少が続く見込みであり、財政健全化に向けた特段の対策を講じない場合には、平成31年度には基金が枯渇する可能性

このため、財源不足を生じない持続可能な財政運営を目指し、現行の行財政改革の取組に加え、さらなる収支改善に向けた対策への取組が急務

平成27年度当初予算の編成指針

1 平成27年度当初予算編成の基本的姿勢

県民所得向上対策や人口減少対策など、本県の発展のために必要な施策について、重点化を図り、適切に対応していくとともに、「長崎県総合計画」の最終年度の総仕上げとして、目標達成のため、積極的に施策を展開

2 行財政改革の推進

さらなる収支改善対策にあたっては、人件費や内部管理経費について、従来の業務内容や進め方、職員配置、業務分担など業務遂行全般の見直し・再構築に取り組み中で、一層の経費削減につなげるとともに、これまで手をつけてこなかった事業も含め、全部局の事務事業をゼロベースで徹底的に見直し

また、税込確保など歳入確保対策にも積極的に取り組む

3 事務の選択と集中

4 事務事業の見直し

5 内部管理の一層の適正化

6 ファシリティマネジメントの推進

7 歳入の確保

8 協働による県民の県政への参画

9 県民ニーズに的確に対応できる組織・職員づくり

10 基礎自治体の重視

平成27年度予算要求枠の設定

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

経常的経費

・単独維持補修 前年度同額

- ・非常勤嘱託等経費 //
- ・固定的経費 95%以内（特定事業及び事務費の一部を除く）
- ・その他経費 95%以内
- 政策的経費 60%以内
- （2）枠内普通建設単独事業 95%以内
- （3）公共事業費（継足補助含む） 前年度同額

2 ステップアップ枠

特に重要な分野である県民所得向上対策又は人口減少対策で、具体的な成果に直接結び付く事業を対象として、所要額を要求できるステップアップ枠を設ける。

- ・新規事業又は拡充事業に限定
- ・対象事業は別途整理

3 重点施策等推進枠

27年度の重点分野（別途整理）に係る事業又は総合計画に掲げる政策横断プロジェクトに係る事業を対象として、部局ごとに、次のとおり重点施策等推進枠を設ける。

前年度政策的経費を40%以上見直したうえで、
30%見直し相当額（見直し額の3/4）
【一般財源ベース】

× 1.4

- ・予算事項の廃止による見直し額は、1.5倍する前の額をベースに算定
- ・新規事業又は拡充事業に限定

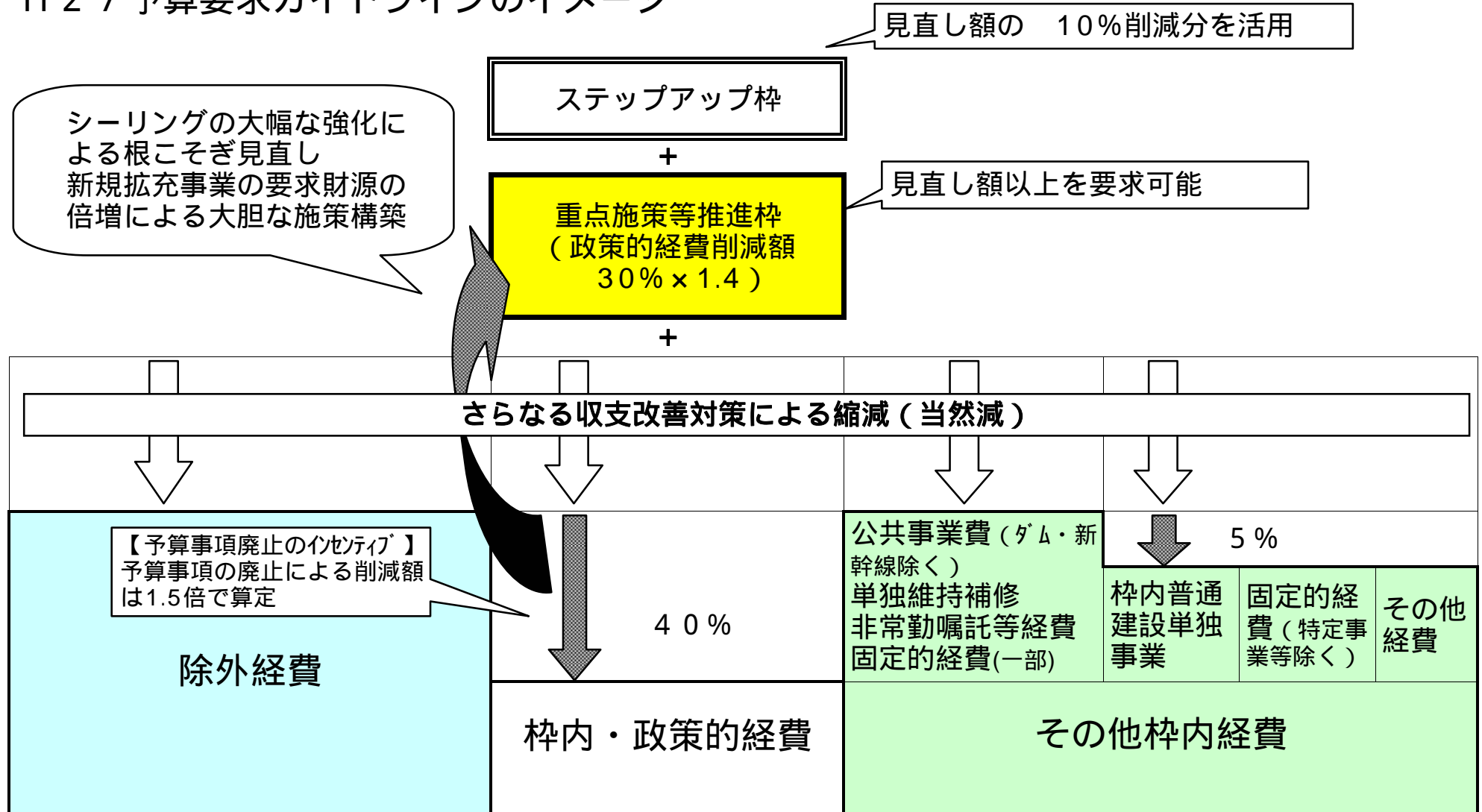
4 大型事業枠

上記の枠で対応が真に困難と認められるものについては、別途協議のうえ要求を別枠で認める。

その他の留意事項

平成27年度当初予算要求状況について、予算編成の前倒しにおける検討結果を踏まえた「長崎県重点戦略（案）」とあわせて公表を行うこととしているので留意願いたいこと。

H 2 7 予算要求ガイドラインのイメージ



平成 27 年度長崎県予算編成方針

予算編成の背景

1 平成 27 年度の国の予算の動向

平成 27 年度の予算について、政府は、「概算要求に当たっての基本的な方針」(平成 26 年 7 月 25 日閣議了解)を定め、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしており、年金・医療等の義務的経費等を除き一律 10%削減する一方で、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることとしている。

また、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生していくことができるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方自治体等の主体的な取組や、民間の創意工夫を積極的に支援していくとされているところである。

このような中、地方財政については、「中期財政計画」(平成 25 年 8 月 8 日閣議了解)に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保するとしている一方で、経済再生の進展をふまえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくことなどとされており、今後の地方財政対策を含めた国の予算の動向に注視していく必要がある。

2 本県の財政状況と平成 27 年度以降の収支見通し

本県財政は、県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であり、地方交付税や国庫支出金、地方交付税措置のある県債を有効に活用するとともに、総人件費の抑制をはじめとする行財政改革を進め、様々な収支改善を行いながら財政運営を行ってきた。

現在も、「新」行財政改革プラン等に基づく行財政改革に取り組んでいるが、近年、後期高齢者医療、介護保険などの社会保障関係費の増嵩や地方交付税の抑制等が続き、財源不足が生じる厳しい財政状況が続いている。

この結果、財源調整のための基金取崩額は、平成 24 年度が過去最大の 97 億円、平成 25 年度が 29 億円となるなど、取崩しを余儀なくされる状態が続いており、基金残高は平成 25 年度末で 324 億円と、ピーク時である平成 14 年度の約半分に減少しており、現状では、来年度の当初予算編成に影響を生じかねない状況に直面している。

加えて、先に公表した今後 5 年間の中期財政見通し(平成 27 ~ 31 年度)においても、社会保障関係費や公債費の増嵩などが見込まれ、今後も基金残高の減少が続く見込

みであり、財政健全化に向けた特段の対策を講じない場合には、平成31年度には基金が枯渇する可能性が生じている。

このため、財源不足を生じない持続可能な財政運営を目指し、現行の行財政改革の取組に加え、さらなる収支改善に向けた対策への取組が急務である。

〔参考〕平成25年度決算見込み

主な歳入の状況

	歳入構成比
・県 税	14.0%
・地方交付税	30.6%
(臨時財政対策債含む)	37.5%
・国庫支出金	18.8%
・県 債	14.0%

県民1人当たり県税(普通会計)

・本 県 78,290円(全国平均125,545円 46位)

歳出のうち義務的経費の構成比(普通会計)

・本 県 46.2%(全国平均 45.9% 16位)

平成25年度末県債残高

・1兆2,190億円 全国平均、順位は平成24年度

平成27年度当初予算の編成指針

平成27年度は、以上の状況を踏まえ、次の事項を指針として編成するので、予算編成に当たっては十分留意願いたい。

1 平成27年度当初予算編成の基本的姿勢

平成27年度当初予算については、県民所得向上対策や人口減少対策など、本県の発展のために必要な施策について、重点化を図り、適切に対応していくとともに、「長崎県総合計画」の最終年度の総仕上げとして、目標達成のため、積極的な施策の展開を図っていく。

なお、要求に当たっては、社会情勢や県政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、顕在化する様々な地域課題の把握に努めるとともに、1人あたり県民所得の低迷、人口減少、しまをはじめとする地域活力の低下など本県の構造的な課題と正面から向き合うことにより、それら課題の解決を図り、県民に具体的な成果を示せるよう、積極的な施策の構築を図られたい。

2 行財政改革の推進

(1)さらなる収支改善対策への取組

さらなる収支改善対策にあたっては、人件費や内部管理経費について、従来の業務内

容や進め方、職員配置、業務分担など業務遂行全般の見直し・再構築に取り組む中で、一層の経費削減につなげるとともに、これまで手をつけてこなかった事業も含め、全部局の事務事業をゼロベースで徹底的に見直すこと。また、税込確保や特別会計、特定目的基金の更なる見直しなど歳入確保対策にも積極的に取り組むこと。

(2) 「新」行財政改革プランへの取組

先に策定した中期財政見通しでは、「新」行財政改革プランの着実な実施が前提となっており、収支改善の目標額については、あらゆる工夫や手法を検討し、平成27年度当初予算においても確実に達成するよう徹底すること。

また、未利用地の売却や有効活用、内部管理経費の削減など計画の前倒しが可能なものについては、目標額にかかわらず、前倒しに積極的に取り組むこと。

3 事務の選択と集中

(1) 既存事業の見直し

既存事業については、政策評価の結果などに基づき、必要性、事業効果等についてゼロベースから厳しく見直し、既にその役割を終えたと思われる事業については廃止するとともに、時限的事業で平成26年度に期限の到来した事業については、終了すること。

新たな事業は、部局内での事業の優先順位を付けた上で、原則として既存事業の見直しの範囲内で行うこと。

終期設定がない事業については、定期的な見直しの観点から、原則として終期を設定すること。

(2) 政策評価の有効活用等

政策選択のための重要な手段として政策評価制度を更に有効に活用し、県民に対する行政の説明責任の徹底と県民の視点に立った成果重視の行政への転換を図り、県民本位の効率的で質の高い行政を推進する必要がある。

特に、県民に対し、どのような成果をもたらすことができたのかという視点に立って、施策や事業の検証を行い、その結果を県民に示すとともに、検証結果や県民からの意見(平成24年度に実施された県政アンケート調査の結果を含む。)定期監査及び予算決算委員会における指摘等に基づいて、施策や事業の改善・見直しを行い予算に反映させること。

4 事務事業の見直し

(1) 県単独事業の見直し

県単独事業については、新たな基金や国庫補助制度など有利な国の制度や公共事業への振替等を検討するなど県負担の節減に積極的に取り組むこと。

(2) 県単独補助事業の見直し

県単独補助負担金・交付金については、地方自治法に規定する補助の原則である「本

県の公益上必要なものか」見極めたうえで、社会情勢の変化等をふまえ、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等について改めて検証し、積極的な見直しを行うこと。

また、見直しにあたっては、別紙「県単独補助金等見直し検討の視点」も踏まえ、廃止も含めゼロベースで検討を行うとともに、存続する場合も、政策的に誘導すべき特定の目的に対して補助効果が最も発揮されるよう、特に次の点に十分留意しながら重点化・効率化等の見直しを図ること。

奨励的な目的が薄れたもの、補助効果が乏しいものなど存続する意義が失われたものは廃止・縮小すること。

事務手続を簡素化し、補助事業者の自主性を尊重する観点から、同一目的あるいは類似の補助金は統合メニュー化すること。

市町に対する県単独事業補助金についても徹底した見直しを行い、なお存続させる場合、交付金化など市町が使いやすいような工夫を行うこと。

国庫補助の継足補助金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等を十分検討し、より生産性や所得の向上などに直接つながる事業に重点化すること。

各種団体に対する補助金について、定額補助金も含め、対象経費の明確化を図るとともに、運営費補助については、団体の自立に向けての意識改革を促し、漸減方式の導入を検討すること。

原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直しを行うこと。

特に、地区別に組織されている複数の団体等に対して定例的に支出するような定額補助金やこれに類する少額補助金などは、その効果を十分検証し、見直しを図ること。

(3) 貸付金の見直し

貸付金の予算額については、貸付実績を検証のうえ、それに見合うものとする。

また、県の財政的関与の必要性、貸付効果、金融機関との融資比率等について検証を行い、金融情勢や経済情勢等の変化を踏まえ、目的を達したもののや効果の薄いものなどは、廃止・縮小を検討すること。

なお、三セク等県関係機関に対する一時貸付金（短期貸付）を実施する場合、財務処理の適正化の観点から、原則一会計年度内に償還が実施されること。

(4) 委託事業について（外部委託の推進等）

各種調査事業等の企画・立案など、県本来の機能と考えられる部門は強化する一方で、「民間でできる分野は民間に委ねる」ことを基本として、これまでの外部化の成果と問題点を検証したうえで、県業務を点検しながら、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務は外部への委託を一層推進すること。

一方、委託事業について、安易に委託することなく、県が自ら実施する場合と比較し、効率性、有益性等が真に高いものであるか十分検証し、委託の必要性を改めて検討するとともに、非効率となっているものは、廃止を含め抜本的な見直しを検討すること。

また、類似の事業において委託事業と補助事業が併存する場合には、県の直接事業として委託事業と位置付けるべきか、公益上の必要を認めた補助事業と位置付けるべきか矛盾のないよう見直しを検討すること。

(5) 契約方法の見直し

契約方法については、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」（平成24年2月定例県議会）を踏まえ、透明性・公平性の確保を図るとともに、競争性の発揮により経費の節減を図るよう徹底した見直しに取り組むこと。

特に、委託契約については、業務の特殊性等から随意契約としている例が多く見受けられるが、随意契約の理由、妥当性を十分検証すること。

また、契約方法についても、費用面・効果面等からどのような方法が最も適当か検証を行うとともに、予定価格の基礎となる予算要求時の見積もりについても適正かどうかの確認を十分行うこと。随意契約のうち、プロポーザル・コンペ方式を採用する場合、総合評価方式への移行を検討すること。

さらに、委任契約における「請負」と「委任」の区分が明確となっていないとの指摘もあることから、どちらの方法が業務の目的などから適正かどうかの確認を十分行うこと。

5 内部管理の一層の適正化

(1) 事務費の措置

不適切な物品調達問題に係る再発防止策の徹底を図るとともに、再発防止策を踏まえた予算とすること。

なお、それぞれの課・室の運営費を他所属に頼らずに自立した運営ができるよう事務費予算について一定の基準を設けるとともに、事務費の節減努力による加算枠を設けるので、予算要求に当たり留意すること。

(2) 複数年契約の検討

OA機器賃貸借契約、コピー機に関する複写サービス、庁舎の清掃・警備委託等の複数年契約については、引き続き実施・検討し、手続きの簡素化や契約額の抑制などによるコスト削減に取り組まれないこと。

また、リースによる場合と購入する場合との経費面での比較検討を実施し、コスト低減につながる契約方法の検討を行うこと。

(3) 環境方針への配慮

深刻化する地球温暖化等の環境対策の一環として、環境物品等調達方針を尊重し、グリーン購入の推進、ICTを活用したペーパーレス化の推進等について予算要求段階から配慮すること。

(4) 公用車の更新

公用車の更新に係る予算要求に当たっては、当該公用車の稼働状況を確認するとともに、稼働率が低い公用車については、その存廃も含めて十分な検討を行うこと。

また、併せて、所属に配車されている全自動車の運行状況及び必要性についても検証を行うこと。

組織の改廃その他の見直しに伴い、自動車の余剰が発生した場合などにあっては、その所管替え等により対応するものであること。

職員運転用の公用車の購入については、原則として排気量1,600CC以下とすること。

6 ファシリティマネジメントの推進

(1) 施設整備等

施設・設備の整備（新設、増設、改築等）については、県民サービスの向上及び安全性の確保等の見地から、緊急性の高いものから採択することとするが、その規模、内容等は将来の財政負担も十分考慮し、適切なものとする。

また、これまで整備してきた施設・設備については、今後、更新の時期を迎えていくことになるため、維持補修による延命化や計画的な整備によりトータルコストの縮減及び事業費の平準化を図っていくことを検討すること。

7 歳入の確保

(1) 自主財源の確保

未利用資産の売却促進や有効活用などについて引き続き取り組むとともに、県の広報媒体を活用した広告収入など、様々な工夫や手法を用いた新たな自主財源の確保対策について積極的に検討願いたいこと。

(2) 使用料・手数料の適正化

受益者負担の原則に立ち、別途通知する改定方針に従って適切な改定を実施すること。

8 協働による県民の県政への参画

(1) NPO等との協働の推進

NPO等との更なる協働を促進することとし、事業の企画段階からNPO等が参画する仕組み（県民協働課所管）を積極的に活用するなど協働事業分野の拡大を進めるとともに、事業の一部にボランティア活動を取り入れることなどについても十分検討すること。

(2) 県有施設の管理運営

公の施設の管理について、指定管理者制度導入済みの施設の実績を検証するとともに、県の負担額については、債務負担行為の範囲内で、真に必要な経費を精査し、極力抑制を図ること。

なお、現在、県が直営で管理している施設についても、引き続き導入について検討を行うこと。

県有施設については、利用方法の改善によって良質なサービスの提供に努めるとともに、その管理運営方法については、直営と外部委託の場合における効率性、費用対効果、サービス水準等を総合的に比較し、外部への委託を検討すること。

また、目的に応じた効用が發揮されているかどうかを評価し、県有施設としての存続又は移管を含めた在り方を検討すること。

各種設備の保守管理委託について、契約のあり方、委託料の見直しを行うこと。

(3) 県出資団体等の見直し

県出資団体等に対する出資、補助、貸付又は事業の委託等については、当該団体の業務内容及び経営状況等を十分勘案し、公共性や公益性の観点から、その必要性を精査した上で最小限のものに限定し、可能な限り自立した組織づくりを進めていくこと。

また、業務量の減少などの情勢の変化が見受けられる団体については、そうした状況を踏まえて更なる見直しを検討すること。特に、累積欠損金を抱えるなど経営上問題点を有する団体については、抜本的な対策の検討を行うこと。

9 県民ニーズに的確に対応できる組織・職員づくり

(1) 組織改正・人員配置

組織の改廃、人員配置の変更等については、県民サービスの維持・向上に努めつつ、事業の見直しや外部化・IT化の推進による事務の効率化を積極的に進めることとし、新行政推進室と十分協議してその了解を得ること。

10 基礎自治体の重視

(1) 国及び市町事業との調整

国庫補助事業と類似の事業については、補助事業の活用を図り、事業対象、補助率等について再検討すること。

市町村合併により、新市町の規模や権限、行財政基盤が拡大・強化したことを踏まえ、県と市町の適切な役割分担のもと、市町の真の自立と自主性の発揮につながるよう、本来市町で行うべき事業、市町で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町事業とし、旧来の考え方を単に踏襲することなく積極的な見直しを行うこと。

地域における課題解決や地域の活性化を図るため、スクラムミーティングを活用するなど市町と県で意見交換等を積極的に実施し、政策面での連携強化をこれまで以上に図るとともに、効率的な事業構築の観点から産業・経済圏が重複する隣接県との連携強化を検討すること。

市町等に新たな財政負担が生じる場合など、他の団体と調整を要する事業については、事前に十分検討してその実施に支障のないよう努めること。

特に、補助事業等に係る制度創設、変更等については、市町に対して可能な限り早期の情報提供・協議を行うよう徹底すること。

予算要求枠の設定

平成27年度予算要求額は年間所要額とし、次の予算要求枠を設ける。

また、国庫補助負担金や地方債については、「その他の留意事項」を参考にするとともに、その他の特定財源の充当についても、原則として平成26年度当初予算におけるルールの内範囲とすること。

なお、消費税率引上げに係る取扱いについては、別途通知するものであること。

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

経常的経費

- ・単独維持補修 前年度同額
- ・非常勤嘱託等経費 //
- ・固定的経費 95%以内
(但し、特定事業及び事務費の一部を除く)
- ・その他経費 95%以内

政策的経費 60%以内

さらなる収支改善対策において見直しを行う事業費については、枠配分予定額から追加して除くこと。

単独維持補修事業については、長期的な維持補修計画・方針を策定するとともに、民間との協働を積極的に検討すること。

業務の廃止・縮減等により、人件費(教職員・警察官除く)の見直しが図られる場合については、別途新行政推進室を含めて協議のうえ、当該経費相当額(一般財源ベース)を追加配分。

制度等の見直しによる除外経費の減額等については、別途協議のうえ当該経費の1/2を追加配分。

事務費の節減努力による加算枠

発注方法の見直しなどにより、事務費を節減した場合においては、別途協議のうえ、当該節減額の1/2を追加配分。

政策的経費の見直しに当たって、予算事項の廃止による見直し額は、1.5倍で算定。

但し、～ について、さらなる収支改善対策に係る見直し分は対象外とする。

(2) 枠内普通建設単独事業 95%以内

対象：県負担額かつ一般財源。26年度当初予算をベース。

事業主体を県から合併新市町に移行し、合併特例債を活用することにより、県・市町ともに実負担を縮減できる事業は、別途協議のうえ、上記の事業費に加算できる。

さらなる収支改善対策において見直しを行う事業費については、追加して除くこと。

(3) 公共事業費(継足補助含む) 前年度同額

対象：県負担額かつ一般財源。26年度当初予算又は国内示のいずれか低い方を

ベース

2 ステップアップ枠

特に重要な分野である県民所得向上対策又は人口減少対策で、具体的な成果に直接結び付く事業を対象として、所要額を要求できるステップアップ枠を設ける。

- ・新規事業又は拡充事業に限定
- ・対象事業は別途整理

3 重点施策等推進枠

27年度の重点分野（別途整理）に係る事業又は総合計画に掲げる政策横断プロジェクトに係る事業を対象として、部局ごとに、次のとおり重点施策等推進枠を設ける。

前年度政策的経費を40%以上見直したうえで、 30%見直し相当額（見直し額の3/4） 【一般財源ベース】	× 1.4
--	-------

- ・予算事項の廃止による見直し額は、1.5倍する前の額をベースに算定（1（1）関連）
- ・新規事業又は拡充事業に限定

4 大型事業枠

上記の枠で対応が真に困難と認められるものについては、別途協議の上要求を別枠で認める。（例）工業団地造成など

5 除外経費

財政課との協議により、次に掲げる経費として整理したものについては、以上の予算要求枠の対象外とする。

- （1）職員給与費、退職手当、恩給費、執行機関等委員報酬
- （2）公債費
- （3）扶助費（国庫補助事業のみ）
- （4）不動産投資償還金
- （5）県税関係清（精）算金、交付金、還付金
- （6）過年度貸付分利子補給
- （7）普通建設補助事業（非公共・ダム事業）、災害復旧費、国直轄事業負担金
- （8）準義務的経費
- （9）特別会計繰出金
- （10）特定施設整備経費、特定施策経費
- （11）特定管理経費

(注)要求に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・上記の枠のほか、枠配分経費を活用した新規・拡充事業について、予算査定の結果、減額になった額は他の枠内事業に追加できる。
- ・要求に当たっては、積極的に部局間の連携を図ること。
- ・新規・拡充事業については、部局内で優先順位を付けること。
- ・総合計画に掲げる政策横断プロジェクトに係る事業について、特に優先的に取り組むこと。

その他の留意事項

1 国庫補助（負担）事業の取扱い等

国の予算の動向に十分に留意し、補助対象事業の範囲、補助率等を確認するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) 超過負担のある事業については、国に対し強くその是正を求めること。
また、国は地方への関与の縮減を進めることとしているが、それによって新たな超過負担が生じることのないよう補助制度の改正の動きに十分留意すること。
- (2) 国において既存の国庫補助（負担）事業が廃止・縮小された場合には、国庫補助（負担）金に替わる地方財政措置が明らかなものを除いて、原則として県事業も廃止・縮小すること。特に継続する必要があるものは、その必要性等を十分検討したうえで対処すること。また、国の経済対策等による基金事業については、必要に応じ、事業期間の延長や期間満了後の財政措置について国へ要請するとともに、その動向を注視すること。
- (3) 社会保障・税一体改革に伴う社会保障 4 経費の充実等は、消費税率の引上げに係る判断及び消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討することとなっており、特に国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、適切に予算計上を行うこと。
- (4) 国庫補助事業については、法令を遵守し適正な執行を求められており、予算要求の段階から、国庫補助の対象経費の範囲については十分留意すること。
特に、事務費に関する国庫補助対象範囲については、会計検査院の指摘内容等を十分に確認すること。
- (5) 本県の施策をより効率的に推進するため、各府省の予算や地方財政対策の動向を注視し、有利な財政制度の積極的な活用を図ること。

2 県債の取扱い

県債の充当率は、基本的に平成 26 年度と同様にすること。ただし、行政改革等推進債については、予算要求に当たって財源充当しないこと。

なお、地方財政対策の決定状況により、充当率が変更されることもあるので、関係課においては、財政課からの今後の通知に十分留意すること。

3 職員給与費その他

(1) 職員給与費については、財政課において別途積算し指示するので、予算要求は不要であること。

(2) 次に掲げる各種事業については、それぞれ関係課と調整を図った上で要求すること。

(事業項目)	(関係課)
・各種調査事業	政策企画課
・広報を中心とした事業(IT利用含む)	広報課
・国際交流事業	国際課
	アジア・国際政策課
・新規システム開発事業	情報政策課
・NPO等との協働事業	県民協働課
・団塊世代対策関連事業	長寿社会課

(3) 会議等連絡費については、各所属において予算要求は不要であること。

4 債務負担行為の設定

今年度の定期監査において、債務負担行為を設定することなく、複数年度にわたる補助金の交付決定や契約を行っている事例についての指摘がなされていることから、予算計上時点で予め翌年度以降にわたることが確実な場合は債務負担行為を設定するなど、改めて、関係法令等に基づき、事業や契約の内容等に応じて適切に対応すること。

また、平成28年4月1日から履行開始が必要な契約に係る債務負担行為の設定についても、26年度当初予算と同様の考え方により対応することとしているので、設定漏れがないよう十分注意すること。

5 予算要求状況の公表

平成27年度当初予算要求状況について、要求期限後に公表を行うこととしているので留意願いたいこと。

(以 上)

(別紙) 県単独補助金等の見直し検討の視点

1. 県単独補助事業(交付金含む)

《基本的な考え方》

地方自治法に規定する補助の原則である「本県の公益上必要なものか」見極めたうえで、社会経済情勢等の変化、政策評価の結果などを踏まえ、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等について、改めて検証を行うこと。

見直しに当たっては、事業の選択と集中の観点から、廃止も含め、ゼロベースで検討を行うとともに、存続する場合も、政策的に誘導すべき特定の目的に対して補助効果が最も発揮されるよう重点化・効率化等の見直しを図ること。

(1) 共通

社会経済情勢等の変化

- ・社会経済情勢等の変化、政策評価の結果などを踏まえ、奨励的な目的が薄れたもの、補助効果が乏しいものなど存続する意義が失われたものは廃止を検討すること。

国庫補助事業との関連

- ・国庫補助事業への上乗せや横出しについては、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等を十分に検証し、廃止を検討すること。

横出し：国庫補助の基準と比べて、対象を拡大しているもの

- ・国庫補助事業と類似の事業については、補助事業の活用を図り、事業対象、補助率等について再検討すること。
- ・「社会保障改革」など国の制度の充実等に伴い、本県独自措置の必要性が低下したものは、廃止を含めて見直しを検討すること。

補助事業の規模

- ・零細補助金(1件100万円未満を目安)は、事務手続きの合理化の観点からも、廃止を検討すること。
- ・1件当たりの補助額が多額なもの(1件1,000万円以上を目安)は、廃止も含め、抜本的な見直しを検討し、存続する場合も、補助限度額の設定を検討すること。

補助事業の期間

- ・補助目的の達成に向けた努力の促進と定期的な見直しの観点から、サンセット方式(終期設定)を徹底することとし、期間は原則3年を限度とすること。
- ・特に、長期間(5年以上を目安)継続している補助金は、奨励的な目的が薄れたり、補助効果が乏しくなるなど存続する意義が失われていないか、十分に検証し、廃止を検討すること。

補助対象経費

- ・人件費を補助対象とする場合は、給与水準や補助対象人数の妥当性を検証すること。

補助率

- ・補助率は最大でも1/2を原則とし、これを超えるものは、補助事業者の自主性・自立性を促す観点からも、補助率の引き下げを検討すること。
特に、民間向け補助金については、行政の関与の妥当性等を十分に検証し、補助率はできる限り小さくなるよう見直しを検討すること。
- ・補助率10/10（全額補助）のものは、本来、委託料とすべきはないかという点も踏まえ、事業の実施主体の妥当性等を十分に検証し、委託料への振替など補助の廃止も含めて見直しを検討すること。
- ・補助金が定額のもは（特に、補助金額が多額（100万円以上を目安）のもの）、補助対象経費の明確化を図るとともに、補助率が実質的に1/2を超えるものは、補助率の設定、補助金額の引き下げ等を検討すること。

地方交付税措置や他県事業との均衡

- ・地方交付税措置を上回って本県独自に措置しているものは、本県の特殊性等を検証のうえ、地方交付税措置の水準まで抑制することを検討すること。
- ・他県（特に九州各県）の事業水準と比べ、著しく均衡を逸しているものは、本県の特殊性等を検証のうえ、他県の水準まで抑制することを検討すること。

同一目的又は類似の補助金等

- ・同一目的又は類似の補助金が存在する場合は、補助金等交付事務を簡素化し、補助事業者の自主性を尊重する観点などから、整理のうえ、統合化・交付金化等を検討すること。特に、国や市町、県庁他部局も含め、同一団体（市町除く）に対して、複数の補助金を交付しているものがないか、十分に検証すること。

個人を対象とする補助金

- ・個人を対象とするものは、国の制度も含めて、類似事業との均衡を考慮するとともに、他県の状況等も踏まえ、所得要件等の制限を設けることを検討すること。

補助事業の執行

- ・事業終了時や年度末近辺において、駆け込み的に事業執行がなされているものは、補助額の妥当性等を検証し、必要な見直しを検討すること。

市町・民間等との役割分担

- ・「県と民間・市町村との役割分担について」（H15.12.24 総務部長通知）に基づく判断基準に照らし、県が関与する必要性について、検証すること。

【国との役割分担】

- ・全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動等に関する事務や、全国的な規模で全国的な視点に立って行わなければならない事業等は、国が担うべきであること。

【市町との役割分担】

- ・ 県が関与するに当たっては、県域を超える又は県全域や複数市町にまたがる広域的な分野、国と市町との間又は市町間の連絡調整、規模・性質・専門性等から市町が処理できないものなどに該当すべきであること。
- ・ すでに市町が行っている事業など、市町にも負担を求めるべきものは市町との協調補助を検討すること。

【民間との役割分担】

- ・ 受益者が特定されるもの、コストに見合う料金徴収が可能なもの等は、行政が関与すべきなのか十分に検証すること。

(2) 市町向け補助金

- ・ 過去に市町が独自に行っていた事業など、市町にも負担を求めるべきものは市町との協調補助を検討すること。
- ・ 地域の実情に応じた自主的な取組を促すため、交付金化を積極的に検討すること。
- ・ 中核市向けの補助金については、当該事務に関して、中核市に与えられた権限等を踏まえ、他市町と同様に県が関与・支援すべきかなど十分に検証し、廃止も含めて必要な見直しを検討すること。
- ・ 社会保障関連の補助事業は、「社会保障と税の一体改革」に伴う国の制度改正等を踏まえて、引き続き県が独自に支援すべきかなど支援の必要性等を十分に検証し、廃止も含めて必要な見直しを行うこと。

(3) 民間向け補助金

- ・ 受益が特定の団体に限定されるもの、コストに見合う料金徴収が可能なもの等は、公益性の妥当性、行政の関与の必要性等を十分に検証し、必要な見直しを検討すること。

(4) 各種団体向け補助金

- ・ 設立目的が概ね達成され、存在意義が失われている団体については、団体の統廃合を検討すること。
- ・ 補助目的及び補助対象経費の明確化を図るため、運営費補助から特定事業に対する補助制度への転換を検討すること。
- ・ 定例的に支出するような定額補助金やこれに類する少額補助金などは、その効果を十分検証し、必要な見直しを検討すること。
- ・ 特に、庁内に事務局がある任意団体への補助は、補助金等交付事務の適正化を図るため、自主財源の獲得、補助の廃止・減額、事務局の外部化等を積極的に検討すること。

【運営費補助】

- ・ 団体の自立に向けての意識改革を促すため、漸減方式の導入を検討するとともに、会費・負担金等の自主財源の獲得、効率的な運営等のための努力を行っても、なお、今後自立が困難と判断される団体については、廃止を含めて抜本的な見直しを検討

- すること。
- ・補助対象経費の明確化を図ること。
 - ・人件費を補助対象とする場合は、給与水準や補助対象人数の妥当性を検証すること。
 - ・食糧費、交際費、慶弔費など適切でないものは、対象外とすること。
 - ・補助金額を超える繰越金や剰余金等が計上されている場合は、補助の一時的な停止の要請も含め、見直しを検討するとともに、恒常的に発生している場合は、廃止を含めて抜本的な見直しを検討すること。